

「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れ表明

警察共済組合（以下「組合」という。）は、アセットオーナー・プリンシプル（2024年8月28日内閣官房策定）の各原則を受け入れる旨をここに表明する。

組合として、引き続き、公的年金のアセットオーナーとしての受託者責任を果たすべく、年金積立金の運用について組合員等の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うために、各原則に沿って、必要な取組を実施していく。

原則1：アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

- 組合は、法令等の規定に基づき、運用の方針及び目標並びに「基本ポートフォリオ¹」等を定めた基本方針等²を策定している。これに基づき、警察職員である組合員等の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に年金積立金の運用を行っていく。
- 基本方針等については、経済、金融、資金運用等の専門家で構成する資金運用基本問題研究会でその内容を審議し、主務大臣である内閣総理大臣の承認を経て策定しており、社会経済環境の変化や年金制度の改正等の動きも踏まえつつ、定期的に基本ポートフォリオの検証、見直し等について検討していく。

原則2：受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

- 組合は、資金運用に影響を及ぼすような社会経済環境の変化や年金制度の改正等に対応するため、専門性を有する外部人材の活用を含めた運用体制の整備に継続的に取り組むとともに、必要に応じて外部コンサルタントも活用していく。

原則3：アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

- 組合は、運用受託機関の選定³に当たって、「マネジャー・エントリー制⁴」により、随時優良なファンドを採用する機会を確保しつつ、運用体制、運用哲学、運用プロセス及び

1 長期的な観点から定めた資産構成割合

2 厚生年金保険事業の実施機関積立金の管理運用に係る基本的な方針、経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に係る基本的な方針及び退職等年金給付組合積立金の管理及び運用に係る基本的な方針並びに厚生年金保険事業の実施機関積立金の管理及び運用に係る具体的な方針、経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に係る具体的な方針及び退職等年金給付組合積立金の管理及び運用に係る具体的な方針

3 組合の積立金の運用は、その大部分を運用受託機関との投資一任契約により行っている。

4 様々な運用機関から運用プロダクトについて随時登録（エントリー）を受け付け、必要に応じて評価・選定を行う制度

スチュワードシップ活動状況等について、詳細なヒアリングを実施した上で、運用スタイル⁵の分散等を総合的に勘案して委託先を決定し、パフォーマンスの向上を図る。

- また、運用受託機関については、毎年度半期ごとに、中期的な運用実績に係る定量評価と運用体制、運用哲学、運用プロセス及びスチュワードシップ活動の状況等に関する定性評価を合わせた総合評価を行い、評価結果を踏まえて委託ファンドの入替えや委託金額の追加及び減額を実施していく。定量評価に当たっては、運用哲学等を考慮した上で、マネジャー・エントリー制に応募されたファンドを考慮することにより、継続的な見直しを行っていく。委託ファンドの入替え等に当たっては、運用報酬控除後の運用収益を重視する。

なお、アクティブ運用⁶に係る報酬は、運用受託機関がもたらす付加価値に応じたものとするため、目標とする超過収益率及び想定リスクの水準を踏まえて決定しており、また、超過収益率が大きく変動することが見込まれる一部のアクティブ運用には成功報酬制を導入している。

- 組合は、分散投資⁷を行うことをリスク管理の基本として年金積立金の管理及び運用を行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関等について各種リスクの適切な管理に努める。

原則4：アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

- 組合では、法令の規定に基づき、毎事業年度、組合の積立金の管理及び運用に関する「運用報告書」を公表しているほか、毎四半期の運用状況についても公表している。また、組合員向けの広報誌への運用状況や取組の内容等の定期的な掲載、全国の共済事務担当者を通じた組合員等への周知を行っている。
- 引き続き、見る人にとってわかりやすい情報発信となるよう、内容を充実し、組合員等のみならず、広く一般に、組合の運用状況等の理解が広まるような情報発信に努める。

原則5：アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

- 組合では、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要なものであるとの考え方を踏まえ、組合員等の利益のために長期的な収益を確保する観点から、ESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資やスチュワードシップ活動⁸に取り組むことが重要であると考えている。
- このような考え方の下、ESGを考慮したインデックスに係るパッシブ運用に取り組むほか、運用受託機関を通じた議決権行使・エンゲージメントの実施や運用受託機関の取組状況のモニタリングを行っていくことで、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す。また、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動を評価し、定性評価に反映させることで、運用受託機関を通じたスチュワードシップ活動の発展を促す。
- なお、組合は、平成26年8月に「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明しており、令和6年6月には、PRI⁹の署名機関となっている。

5 投資を行う際に基本となる考え方や手法のこと。例えば、株式では、代表的な運用スタイルに、バリュー型とグロース型がある。

6 ベンチマーク（運用の目標とする指標又は運用成果を評価する際の基準となる指標）として設定された市場インデックス等のリターン（運用の結果、得られる収益のこと。）よりも、高いリターンを追求することを目標とする運用手法

- 7 リスク（リターンが変動する幅（不確実性）のこと。）・リターンの特性が異なる複数の資産に適切に分散して投資すること
- 8 機関投資家が、株主議決権の行使やエンゲージメント（投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」）等を通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る活動
- 9 Principles for Responsible Investment（責任投資原則）。機関投資家等が投資行動等において、ESG（環境、社会、ガバナンス）課題を考慮することを求める国際的な原則